

令和 6 年第 1 回海陽町議会臨時会会議録	
開 会 年 月 日	令和 6 年 2 月 1 9 日
開 会 場 所	海陽町議会 本会議場

開 会	議 長	皆さんおはようございます。 まず初めに、このたびの能登半島地震により犠牲となられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。そして、被災地の 1 日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。 それでは本日第 1 回臨時会を開くにあたり、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。 これより令和 6 年第 1 回海陽町議会臨時会を開会します。(午前 9 時 3 1 分) まず初めに、本日、富田議員より欠席届が提出されておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの出席議員は 1 3 名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
	議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において 1 3 番 見吉議員、1 4 番 西山議員を指名します。
	議 長	日程第 2、会期の決定を議題にします。 お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
提案理由の説明	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
	議 長	日程第 3、議案第 1 号海陽町手数料徴収条例の一部を改正する条例から、日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。 提案者より提案理由の説明を求めます。三浦町長。
日程第 3	三浦町長	本日、令和 6 年第 1 回海陽町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方にはご多用の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要等について説明させていただきます。 議案第 1 号、海陽町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、国の政令の改正に伴い、条例を改正する必要が生じたため、提案させていただきます。 議案第 2 号、令和 5 年度海陽町一般会計補正予算（第 5 号）は、国の住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の予算を補正する必要が生じたため、提案させていただきます。 報告第 1 号、専決処分の報告について。 専決第 1 号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、町道の排水路の蓋が相手方車両へ損傷を与えたことに伴うものでございます。 また専決第 2 号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、町有車両が相手方車両へ損傷を与えたことに伴うものでございます。いずれも和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告させていただきます。 以上、議案 2 件、報告 1 件を提案させていただきますので、ご審議、ご同意くださいますよう、よろしくお願いをいたします。
	議 長	これで提案理由の説明を終わります。 改めまして、日程第 3、議案第 1 号、海陽町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。担当課に詳細説明を求めます。中内住民環境課長。
	中内住民環境課長	議案書 1 ページをお願いいたします。 議案第 1 号、海陽町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をいたします。 本条例は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じまして、海陽町手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものでございます。議案書の 1 ページの上段につきましては、法改正に伴う文言の整備、号の新設に伴う号ずれを一部改正するものです。下段 6 号から 2 ページ目の 3 号につきましては、電子証明書の新設について記載をしております。改正の主な内

日程第 4	黒木建設防災課長	議 長	容でございますが、全国どこの市区町村の窓口でも戸籍謄本等が取得できるようになります。戸籍の広域交付でございます。そのほかには、各種の社会保障手続きでマイナンバー制度を利用して、戸籍謄本、抄本の提出を省略することができます。また、本籍地以外の市区町村で、婚姻届等の戸籍の届出をする際に、今までは戸籍抄本の添付が必要であったものが不要となります。さらに戸籍除籍の電子証明書提供用識別符合、いわゆるパスワードを手続きに必要な行政機関に提出をすることで、戸籍電子証明書を確認できるようになりますので、紙ベースの戸籍証明書が不要となります。これらの電子証明書提供用識別符合に係る発行手数料は、戸籍に係る発行手数料が1件400円。除籍に係る発行手数料が1件700円でございます。なお、附則としまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものです。 住民環境課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
		議 長	続きまして、詳細説明をお願いします。黒木建設防災課長。
		議 長	続きまして、同じく海陽町手数料徴収条例の一部改正について説明いたします。 議案書2ページをご覧ください。下から12行目の第2条第33号3高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査の項の中で、移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造するもので、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める金額に当該移動式製造設備について、結果、石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては6千円を加え、同号7高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査の項の中の昭和42年法律第149号を削除するものであります。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
		議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 （「なし」との声あり）
		議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありますか。 （「なし」との声あり）
		議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」との声あり）
		議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
		議 長	日程第4、議案第2号、令和5年度海陽町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。担当課に詳細説明を求めます。浦川総務課長。
		浦川総務課長	議案第2号、令和5年度海陽町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。 議案書の4ページの第1条歳入歳出予算の総額は7050万8千円を追加し、83億3196万3千円とするものでございます。第2条の繰越し明許費は7ページでございます。住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金事業6776万4千円を令和6年度へ繰越し、早期の給付を目指すものでございます。 歳入予算の説明は10ページでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9587万4千円の計上は、12月補正で計上いたしました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金1世帯当たり7万円を給付するものでございますが、こちらの交付金の交付決定による計上でございます。18款の繰入金と19款の繰越金につきましては、先ほどの国の交付金の計上に伴います減額でございます。なおこの後、ご説明申し上げます歳出予算につきましては、国の交付金の交付決定後に財源振替を行う予定としております。 歳出予算の説明は11ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節の負担金補助及び交付金の住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金6650万円の計上につきましては、住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円の給付が515世帯、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子ども1人当たり5万円の給付が300人を見込みまして計上をい

日程第 5		たしております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
	議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 （「なし」との声あり）
	議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし」との声あり）
	議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」との声あり）
	議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題とします。 担当課に詳細説明を求めます。黒木建設防災課長。
	黒木建設防災課長	議案書 1 2 ページをお願いいたします。 報告第 1 号、専決処分の報告について。地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものであります。 1 3 ページをお願いいたします。 専決第 1 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて説明いたします。 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分するものであります。 1、和解及び損害賠償の相手方 徳島県海部郡海陽町在住 1 名の方であります。 2、事故の概要 令和 5 年 1 0 月 7 日、午前 1 1 時 3 0 分頃、海陽町浅川字川ヨリ西 1 0 1－3 地先の町道寺下通線において、相手方の運転する車両が排水路の上を走行した際、鋼製蓋が車両の重みにより跳ね上がり、相手方車両の底部スペアタイヤ取付部に接触し、損傷を与えました。 3、和解の要旨 （1）海陽町は相手方に対して、下記の損害賠償金を負担する。 （2）本件示談のほか、海陽町及び相手方相互に何ら権利・義務関係のないことを確認する。 4、損害賠償の額 1 万 8 1 7 8 円であります。 報告は以上です。よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、専決第 2 号。奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	それでは議案書の 1 4 ページをご覧ください。 専決第 2 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを説明させていただきます。 和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定によりまして、次のとおり専決処分をするものでございます。 内容につきましては、 1、和解及び損害賠償の相手方として、徳島県阿波市所在の 1 法人となっております。 2、事故の概要といたしまして、令和 5 年 7 月 1 5 日、午後 0 時 2 0 分頃、徳島県徳島市万代町の宿泊施設駐車場におきまして、海陽町内の団体へ貸出中であった海陽町が所有するマイクロバスで、当該団体が運転依頼した運転手が、後進で駐車する際、後方確認不足によりまして駐車する予定の箇所の隣に停車しておりました相手方の所有するマイクロバスに接触し、相手方車両の助手席側のヘッドライトにひびが入る損害を与えた事案でございます。 3、和解の要旨といたしまして、 （1）海陽町は相手方に対して、下記の損害賠償金を負担する。 （2）本件示談のほか、海陽町及び相手方相互に何ら権利・義務関係がないことを確認するとなっております。

		4、損害賠償の額として13万9810円となっております。 以上で報告を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
	議長	報告でありますので、討論・採決はいたしません、質疑はありませんか。 6番 叶岡議員。
	叶岡	これ12月議会で申し上げたんですけども、総務課長、この事故の対策を、交通安全対策、非常に今後、気をつけるという返答頂いたんですけども、しょっちゅうこんな事故の問題が出てくるということは、交通安全対策がちゃんとできてないんですか。どうですか、前からこういうふうなね、形のもんが出てくるということは海陽町においてはね、やっぱり交通安全対策、もっと気をつけてやらなんだろうし、しょっちゅうこんなこと起きますよ。どうでございますか。
	議長	浦川総務課長。
	浦川総務課長	お答え申し上げます。議員のおっしゃるとおりでございます、こういうふうな事故が発生することに関して行政に対する信頼、また金銭的な損害等が発生させておるわけでございますので、管理職会等を通じまして、職員への安全運転に対する意識の醸成というのを徹底を図っておるところでございますけれども、今回もこのように2件の損害賠償事案のご報告させていただいておるところですが、1件は道路の瑕疵に関するところでございます。1件は貸出事業に対する運転手の事故ということでございますので、この点につきましても職員を含めまして、貸し出しする相手方に対しても安全運転、交通マナーの遵守というのを徹底してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
	議長	13番 見吉議員。
	見吉	専決第1号、建設課長、これはあれかいなあ、このグレーチングの跳ね上がりやと思うんですけど、この文章で見る限りは。ほの跳ね上げた車、これはほのトラックとか、重量がかなりあるとか、もう一つはこのグレーチングそのものがもう老朽化しとったとか、あるいはそのグレーチングそのものが耐久性、車の重みですわな、こういったもんを加味せんとできたグレーチングなんか、原因はこれ当然、町道やけん、管理不足ということで賠償払わないかんような形になるんですけどな。これあのグレーチングそのものは恐らくこれ普通の町道の側溝に使われとるような形式のグレーチングやと思うんですけど、車が軽とかそういう軽いもんでね、乗用車とか、そういうもんでやっぱ跳ね上がるっちゃうのは、施工の段階でな、例えば隙間が多くあった。人が歩くのガタガタガタガタ音するとか、車が通ったらこれ一番端やったら跳ね上がるということは十分考えられるんですけどな。グレーチングそのものは一つやなしに複数が抱きおうてやな、跳ね上がったたりやあんまりせんのやけん、そこらあたりの状況、ちょっと説明してくれるけ。
	議長	黒木建設防災課長。
	黒木建設防災課長	お答えいたします。今回のこのグレーチングそのものが、通常その車道用のグレーチング、重たいグレーチングじゃなしにちょっと歩道用の軽いグレーチングであったんで、それと一つ一つがその連結されていなくて、軽い上に通ったら、もう通った車はワンボックスの乗用車やったんですけど、跳ね上がるようになってまして、ただほの設置場所が、通常であればほの車が通るような道路でところにはグレーチングは設置されてなかったんですが、たまたまこう曲がって自分の方に入ろうとした時に、この中央にあったグレーチングに乗って跳ねたような状況です。
	議長	13番 見吉議員。
	見吉	これな、町道の管理不足ということで町がこれ責任持って払うんですけどな。今の説明聞っきよったらよ、ほの客観的に言うたらな、こういう狭いところに入るとか、あるいは運転中そのもんがこれ上がったら跳ね上がるっちゃうような状況分かるわな、密になっとらんのやけん。これでも管理の責任というのが発生するんですけどな。こういう箇所についてな、例えば、これ知らん方が通ればな、こういう状況が何回も起きてくるはずなんよな。例えば、標識等々で認識さすような、注意を喚起するような標識を立てるとかな、せないかん。町内でもこういう場所は多々あると思うんですよ、1回点検してみてな。仮にこれ人身事故を絡んどらんけんええんですけどな。跳ね上がって、軽自動車とかほんなんであればやな、鉄板そのものも薄かろしやな、いろんな事故につながる可能性があるけん、1回箇所を点検して、それなりの対応してもらわなんたら後に後に出てくると思うんで、忙しいやろけん、一つ点検の方、頼みます。
	議長	ほかに質疑はありませんか。

閉 会	議 長	(「なし」 との声あり)
		これで報告第 1 号を終わります。 これで本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。 令和 6 年第 1 回海陽町議会臨時会を閉会します。(午前 9 時 5 6 分) 慎重審議ありがとうございました。
		上会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。 海陽町議会議長 海陽町議会議員 海陽町議会議員